景観づくりガイドラインチェックリスト（中心市街地拠点）

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所 | 黒石市 |

■隣接地や周辺の景観特性（建築物の用途・階数・形態、緑の状況、外壁の素材・色彩等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  | |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

■くろいし景観資産等、重要な資源に近接していますか

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | □近接していない | |
|  | □近接している（名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | ●配慮した事項 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

■設計上、特に配慮した点や工夫した点を記述して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

■景観づくり方針・基準のチェック

[景観づくりの基本方針：拠点エリア別基準]

|  |
| --- |
| □中町や横町などの通りごとに見られる歴史的・文化的資源の保存・活用を進める |
| □雪国固有のライフスタイルから生み出された「こみせ」や、江戸時代から続く町割りなどの歴史的空間を活かす |
| □中心市街地にふさわしい賑わいを演出する |
| □通りに面する低層部の開口を広くとるなどにより、まちのにぎわいを創出する意匠となるよう工夫する |
| □建築物の低層部には、にぎわいを創出するような広告物を設置する |

[景観づくりの配慮事項]

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **配慮事項** |
| 配置・規模等 | ○伝統的建造物群保存地区、こみせ通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木等の周辺では、その保全に配慮した配置や規模とする。  ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は極力保全し、活用する。  ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等の眺めの良い場所から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを損ねない配置、高さ・規模とする。  ○商店街の沿道では、低層部のにぎわいを演出する意匠とする。  ○こみせやかぐじが現存する場合は、それを保全し、活かした配置とする。  ○前町、横町、浜町では、こみせを設置するなど、冬季の歩行者の安全性や快適性の確保に努める。  ○周囲のまち並みや樹木等から著しく突出した高さとならないようにする。  ○松の湯交流館や金平成園等の園内から望見できる建築物や工作物は、高さ、規模、形態意匠などについて、その見え方の軽減を図る。 |
| 形態意匠 | ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する。  ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。  ・道路から直接望見できない位置に配置する  ・緑化による修景を行う  ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図る。  ○擁壁の場合は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。  ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等）  ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等）  ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態） |
| 色彩・素材 | ○けばけばしい色彩を避け、暖かみのある色彩とするとともに、別表に掲げる基準に適合する。  ○敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。  ○ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材を活用する。  ○こみせ通り、文化財、くろいし景観資産の周辺では、これらと十分な調和を図るため、外壁の彩度を抑える。 |
| 外構・緑化 | ○敷地の外周に低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにする。  ○冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする。  ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。 |
| 屋外広告物 | ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを阻害しない。  ○こみせ通り、文化財、くろいし景観資産等の周辺では、歴史的・文化的な価値を損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。  ○広告物の数をできるだけ減らす。  ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。  ○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。  ○色は３色以下とするなど、できるだけ数を減らす。  ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。 |